

の民事法制等に関する調査研究を実施した（同報告書は、法務省ウェブサイト（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00261.html）に掲載）。

2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

（1）犯罪被害給付制度の運用改善 【施策番号 13】

犯罪被害給付制度（以下「犯給制度」という。）とは、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った犯罪被害者に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害者等給付金を支給するものである。

同制度について、平成 20 年 7 月には、生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金及び重度後遺障害者（障害等級第 1 級から第 3 級まで）に対する障害給付金の引上げ等を、平成 21 年 10 月には、配偶者等からの暴力

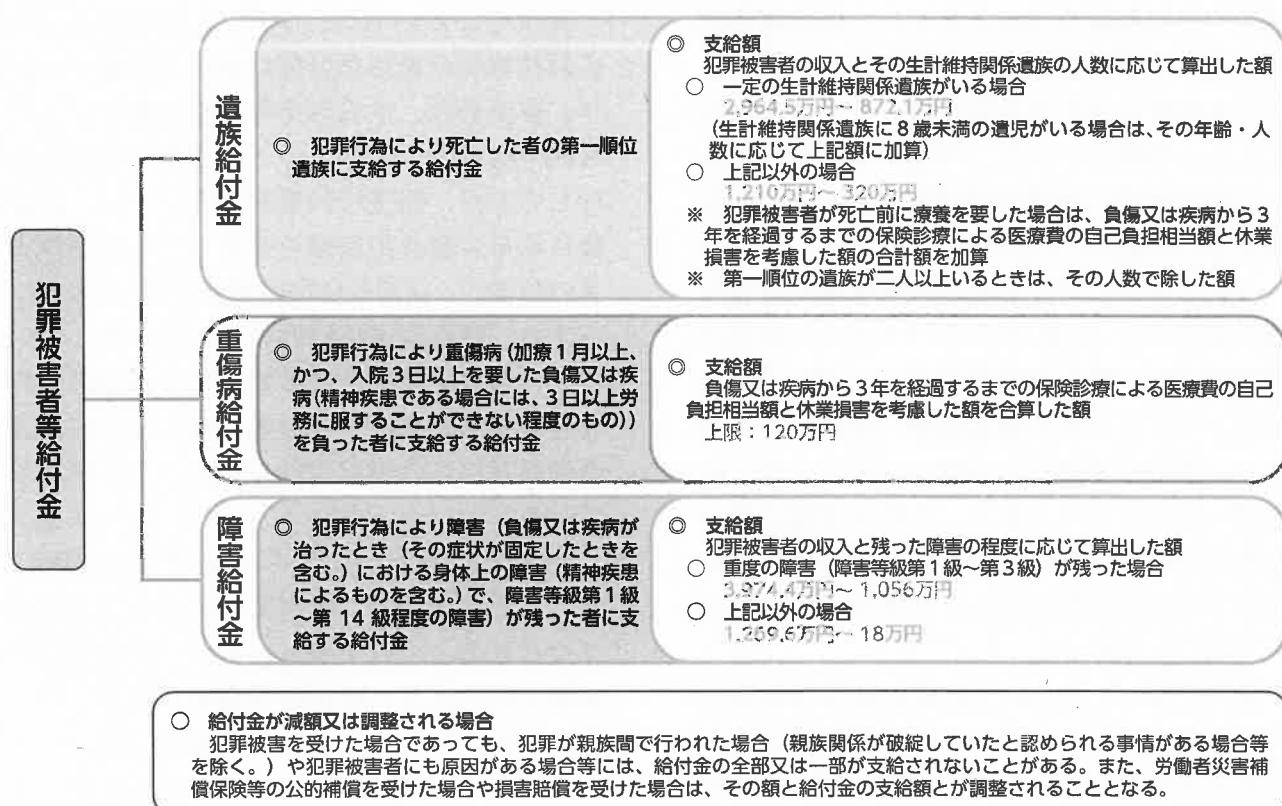
www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00261.html に掲載）。

事案であって特に必要と認められる場合には全額支給ができるようにするための規定の見直しを、平成 26 年 11 月には、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」において取りまとめられた提言を踏まえ、親族間犯罪に係る減額・不支給事由の見直しを、それぞれ行った。

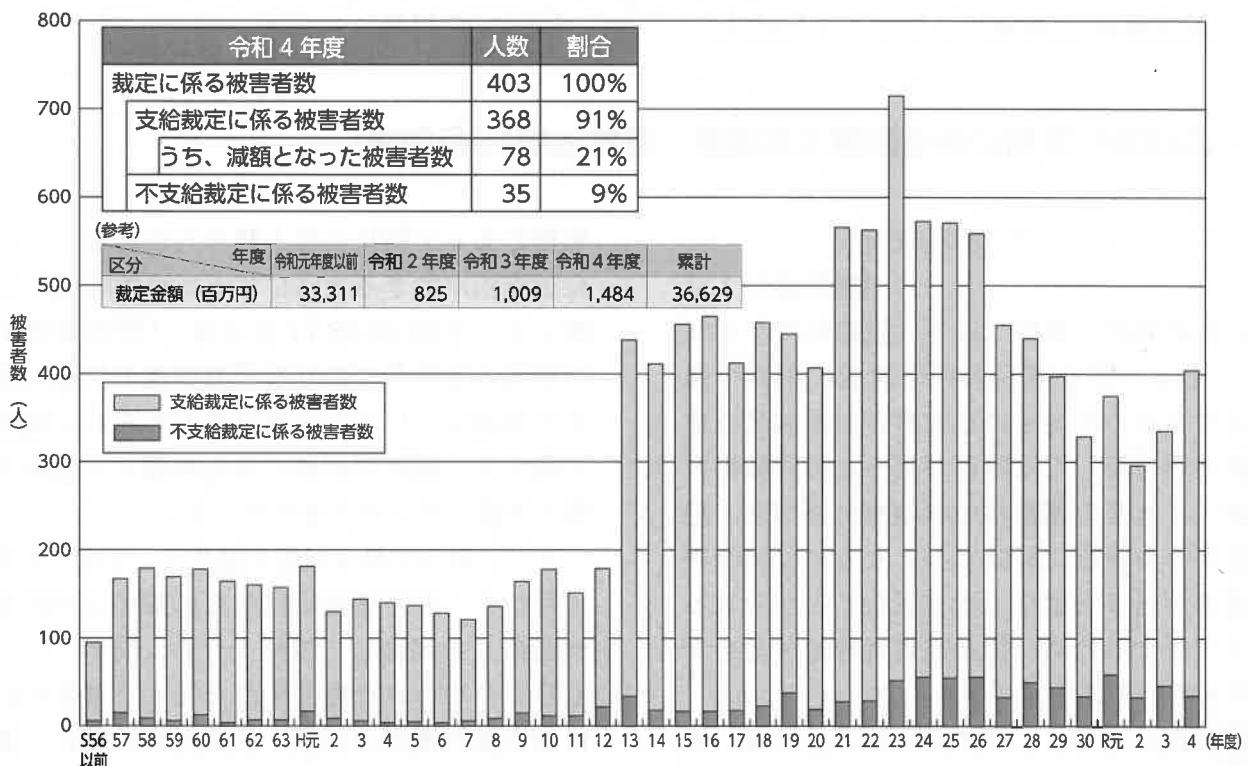
また、第 3 次基本計画を踏まえ、平成 29 年 4 月から「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」を開催して検討を行い、同年 7 月に取りまとめられた提言を踏まえて、重傷病給付金の給付期間の延長、仮給付の柔軟化、遺児への手厚い支援、親族間犯罪被害に係る支給基準の抜本的見直しを内容とする犯給制度の改正等を行い、平成 30 年 4 月に施行された。

警察庁においては、犯給制度の事務担当者

犯給制度の概要



犯給制度の運用状況



を対象とした会議を開催するなどして、仮給付金支給決定の積極的な検討や迅速な裁定等の運用改善について都道府県警察を指導している。また、パンフレット、ポスター、ウェブサイト等を活用して仮給付制度を含む犯給制度の周知徹底を図るとともに、同制度の対象となり得る犯罪被害者等に対し、同制度に関して有する権利や手続について十分に教示するよう指導している。令和4年度中における仮給付決定に係る被害者数は28人（前年度比10人増加）であった。

令和3年度における犯罪被害者等給付金の裁定金額は約10億900万円であり、令和4年度は約14億8,400万円であった。また、令和3年度における裁定期間（申請から裁定までに要した期間）の平均は約9.3か月、中央値は約6.4か月であり、令和4年度における裁定期間の平均は約9.8か月（前年度比0.5か月増加）、中央値は約5.8か月（前年度比0.6か月減少）であった。

警察庁においては、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）に基づき、関

係府省庁の協力を得つつ、犯給制度の抜本的強化に関する検討を実施している。

(2) 性犯罪被害者の医療費の負担軽減

【施策番号 14】

警察庁においては、平成18年度から、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費（初診料、診断書料、性感染症等の検査費用、人工妊娠中絶費用等を含む。）を都道府県警察に補助しており、都道府県警察においては、同経費に係る公費負担制度を運用し、性犯罪被害者の精神的・経済的負担の軽減を図っている。

また、性犯罪被害以外の身体犯被害についても、刑事手続における犯罪被害者等の負担を軽減するため、犯罪被害に係る初診料、診断書料及び死体検案書料を公費により負担している。

警察庁において引き続き予算措置を講じ、できる限り全国的に同水準で公費負担の支援がなされるようにするとともに、支援内容の充実を図るよう、都道府県警察を指導している。また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯給制度の対象となることの周知も含

支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(1) 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進

【施策番号 166】

警察においては、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、犯罪被害者等支援を目的とした条例^{*}等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例（以下「犯罪被害者等支援を目的とした条例等」という。）の制定又は計画・指針の策定状況に関する情報提供を行っている。

警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等支援を目的とした条例等に関する情報を警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/jourei.html>)に掲載するほか、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」において、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況及び当該条例に基づく主な支援施策等を紹介するなど、地方公共団体に対する情報提供に努めている。

さらに、令和3年3月、都道府県警察に対し、地方公共団体における条例の制定等に向けた検討等に資する協力等を行うよう指示した（令和3年3月31日付け警察庁次長依命通達別添）。

令和5年4月現在、46都道府県、13政令指定都市、606市区町村において、犯罪被害者等支援を目的とした条例等が制定されている（P73トピックス「犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況」参照）。

警察においては、地方公共団体間で格差が生じないよう、犯罪被害者等支援を目的とし

た条例等の制定等に関する情報提供等の取組を推進している。

(2) 地方公共団体における総合的対応窓口等の周知の促進

【施策番号 167】

警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等施策の窓口部局（以下「施策主管課」という。）及び総合的対応窓口の担当部局について定期的に確認しており、施策主管課については平成28年度以降、総合的対応窓口の担当部局については平成31年4月以降、全ての地方公共団体において確定している（P179基礎資料6-2参照）。

また、総合的対応窓口や地方公共団体における犯罪被害者等施策等について、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/madoguchi_list.html)に掲載するなどして、国民に周知している。

さらに、政府広報テレビ番組内「サキドリ情報便！」（令和4年11月25日放送「犯罪被害者の声なき声に耳を傾けていく～犯罪被害者週間～」。<https://www.gov-online.go.jp/pr/media/tv/jouhoubin/movie/20221125.html>）や警察庁公式ツイッター等のSNSを活用した広報等を行い、総合的対応窓口の周知の促進に努めている。

(3) 地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進

【施策番号 168】

警察庁においては、地方公共団体に対し、

* 犯罪被害者等支援を目的とした条例とは、専ら犯罪被害者等の支援に関する事項について定めた条例（犯罪被害者等の支援に特化した条例（特化条例））をいい、安全で安心なまちづくりの推進に関する条例のように、条例の一部に犯罪被害者等施策が盛り込まれているものは含まず、令和5年4月時点においては、見舞金支給のみを目的とした条例も除外している。

